

4 水質の状況

(1) 水質監視地点に係る検査結果

本県では、平成4年12月21日付け厚生省生活衛生局水道環境部長通知「水道水質に関する基準の制定について」及び「水道水質管理計画の策定について」に基づき、平成6年3月に「熊本県水道水質管理計画」を策定しましたが、計画策定後の水道法及び水質基準の改正等により現状に合わなくなったことから、当該計画を平成18年3月に改定しています。

この計画では、将来にわたって水道水の安全性の確保等に万全を期する観点から、水道水源の水質の状況や長期的な変動を把握し、また、その結果を基に適切な浄水処理を行う必要があることから、県内の水道事業者の協力を得て、表流水（河川・ダム水）については、水道事業者等が取水している主要な水系毎に、また、地下水については取水量の多い地域を含むように水質監視地点を設定しています。

なお、水質監視地点として、県内の主要水源を35箇所（熊本市は21箇所）選定していますが、その水源については、水質基準以外の水質管理目標設定項目等の検査を実施することとしています。

また、平成15年10月10日付けの局長通知により要検討項目とされたダイオキシン類については、当分の間、水質監視地点35箇所のうち8箇所の監視地点で原水の水質検査を実施することとしています。

当該計画に基づく平成26年度の水質検査結果は以下のとおりです。

ア ダイオキシン類

番号	水道事業者等	水源種別	水質監視地点名		検査結果	
					(pg-TEQ/L)	最大見積 (pg-TEQ/L)
1	八代生活環境事務組合	表流水	氷川ダム		0.0077	<0.0088
2	上天草・宇城水道企業団	表流水	球磨川	浄水	0.0017	<0.0017
				原水	0.059	<0.059
3	天草市	表流水	亀川ダム		0.038	<0.038
4	天草市	表流水	ヤイラギダム		0.030	<0.030
5	玉名市	浅井戸	溝上水源地		0.00013	<0.0028
6	大津菊陽水道企業団	湧水	第1水源地		0.0028	<0.0050
7	八代市	浅井戸	第1水源地		0.00072	<0.0032
8	天草市	深井戸	佐伊津第2水源地		0.00037	<0.0041

※ 検査結果は毒性当量（pg-TEQ/L）で示します。

※ 要検討項目であるダイオキシン類の目標値（暫定値）は1pg-TEQ/Lです。

※ ダイオキシン類には多くの異性体がありますが、その毒性の強さはそれぞれ異なります。このため、ダイオキシン類の異性体の中で最も毒性が強い2,3,7,8四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性を1として、その他のダイオキシン類の異性体の毒性を換算し合計した値を毒性当量（pg-TEQ/L）として表現しています。

※ 実測濃度が検出下限値未満の場合には、検出下限値の1/2の値に毒性当価係数を乗じて算出し、数値の左側に(<)と記載し最大見積としています。

イ 水質管理目標設定項目

水質監視計画では、表流水及び地下水とも水道水源の原水水質が最も悪化していると考えられる時期に、年に1回以上実施することとしています。

このために、平成26年度に県内の水質監視地点で実施された原水及び浄水の水質検査結果は、水道法第24条の2の規定に基づき各水道事業者ごとに公表されています。

また、水道水質データベース（http://www.jwwa.or.jp/mizu/or_up.html）では全国の水道事業者等が実施した水道水の水質検査結果の概要が掲載されています。

(2) 飲用井戸等の行政検査

県は、飲用井戸等については、「飲用井戸等衛生対策要領」(昭和62年1月29日付け厚生省生活衛生局長通知)に基づき、当該井戸等の衛生確保を期し、水道普及の促進を図るため、水質の悪化が懸念される地域及び水道普及率の低い地域等において行政検査を実施しています。

検査は、省略不可能項目等(11項目)について実施しました。なお、一部の井戸等については、有害関係項目等12項目(カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、マンガン、アンモニア態窒素)について検査を実施しています。

平成26年度 飲用井戸水等の行政検査結果表 (保健所別)

ア 省略不可能項目等

保健所名	検査件数	水質検査 不適合数	水質検査 不適合率(%)	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	塩化物イオン	有機物等	pH	味	臭気	色度	濁度	不適合 項目計
有明	30	2	6.7	1		1								2
山鹿														0
菊池	30	5	16.7	1		4								5
阿蘇	40	6	15.0		6									6
御船	40	7	17.5	3	1						1	2	1	8
宇城	30	11	36.7	4	4	5			1			1	2	17
八代	20	0	0.0											0
水俣	30	7	23.3	3	4						2			9
人吉	38	10	26.3	2	7						1		2	12
天草	23	16	69.6	7	13	3					2	6	4	35
合計	281	64	22.8	21	35	13	0	0	1	0	6	9	9	94
出現頻度(不適合項目計に占める割合)(%)				22.3	37.2	13.8	2.8	0.0	1.1	0.0	6.4	9.6	9.6	

検査機関：八代保健所試験検査課

イ 有害関係項目等

保健所名	検査件数	水質検査 不適合数	水質検査 不適合率(%)	セレン	鉛	ヒ素	フッ素	ホウ素	亜鉛	アルミニウム	鉄	マンガン	アンモニア態窒素	不適合 項目計
有明														0
山鹿														0
菊池														0
阿蘇														0
御船	15	3	20.0			1	1				1	3		6
宇城														0
八代	20	0	0.0											0
水俣	15	2	13.3									2		2
人吉														0
天草														0
合計	50	5	10.0	0	0	1	1	0	0	0	1	5	0	8
出現頻度(不適合項目計に占める割合)(%)				0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	62.5	0.0	

検査機関：熊本県保健環境科学研究所

* アンモニア態窒素には水道水質基準が規定されていないため検出井戸(0.01mg/L以上)を記載している。

(3)水質基準等

ア 水道法第4条に基づく水質基準(51項目)(平成28年4月1日現在)

区分	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
健康に 関する 項目	1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	概ね1月に1回以上(回数の減は不可)	不可	病原微生物
	2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	〃
	3 3-MT(トリメチルヒンノキ)及びその化合物	0.003mg/L以下	フ列ムス原子吸光度法、ICP-MS法	(水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	金属類
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元酸化-原子吸光度法		〃	〃
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	フ列ムス原子吸光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法		〃	〃
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	フ列ムス原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	〃
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	フ列ムス原子吸光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	〃
	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	フ列ムス原子吸光度法、フ列ムス原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	〃
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)	不可	無機物
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	無機物、消毒副生成物
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	概ね3月に1回以上(水質等に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	無機物
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。	〃
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。(海水を原水とする場合不可。)	〃

PT-GC-MS法: パージ-トラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
 HS-GC-MS法: ヘッドスペース-ガススクロマトグラフ-質量分析法
 固相抽出-HPLC法: 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法

ICP法: 誘導結合プラズマ発光分光分析法
 ICP-MS法: 誘導結合プラズマ-質量分析法
 溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法: 溶媒抽出-誘導体化-質量分析法

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)、滴定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。)	不可	その他
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	フルム原子吸光度法、ICP法、1CP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)、滴定法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであること認められる場合、省略可。	その他 無機物
40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法			〃
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-HPLC法			〃
42	ジ・オキシン	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであること認められる場合、省略可。	有機物 有機物 省令施行時に現に布設されている水道により供給される水については、H19.3.31までは 0.00002mg/L
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法	(回数)の減は不可。)		〃
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光度法 固相抽出-HPLC法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであること認められる場合、省略可。	有機物
45	フェノール類	フェノールとして 0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 固相抽出-液体加マトグラフ-質量分析法			〃
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。)	不可	その他 H17.3.31までは過マンガン酸カリウム消費量で10mg/L
47	pH値	5.8~8.6	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法			その他
48	味	異常でないこと	官能法			〃
49	臭気	異常でないこと				〃
50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法			〃
51	濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電度法、連続自動測定機器による積分球式光電度法、散乱光測定法、透過光測定法			〃

イ ①水質管理目標設定項目

	項目名	目標値	備考
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下	暫定
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
5	トルエン	0.4mg/L以下	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	
9	ジクロロアセトリル	0.01mg/L以下	暫定
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	暫定
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	
12	残留塩素	1mg/L以下	
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	
15	遊離炭酸	20mg/L以下	
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	
19	臭気強度(TON)	3以下	
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	
21	濁度	1度以下	
22	pH値	7.5程度	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける。	
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	暫定
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下	

農薬の総量評価

$$\frac{\text{A農薬の検出濃度}}{\text{A農薬の目標値}} + \frac{\text{B農薬の検出濃度}}{\text{B農薬の目標値}} + \dots \leq 1$$

検出濃度が定量下限値を下回った場合、当該農薬の濃度は0として取り扱う。

イ ②水質管理目標設定項目(農薬類)

	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)(注1)	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA(ダラホン)	除草剤	0.08
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.03
4	EPN(注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラス	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン(注2)	殺虫剤	0.008
13	イソフェホス(注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.3
16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09
17	ミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
18	インドメタリン	除草剤	0.009
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03
20	エディフェンホス(エジフェンホス,EDDP)	殺菌剤	0.006
21	エトフェンロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	0.004
23	エンドスルファン(ヘンゾエピン)(注3)	殺虫剤	0.01
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
25	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
26	オリサクトロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
27	カスサホス	殺虫剤	0.0006
28	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008
29	カルタップ(注4)	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.3
30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05
31	カルプロハミド	殺虫剤、殺菌剤	0.04
32	カルボフラン	代謝物	0.005
33	キノキサリン(ACN)	除草剤	0.005
34	キャブタン	殺菌剤	0.3
35	クミロン	除草剤	0.03
36	グリホサート(注5)	除草剤	2
37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
38	クロメプロップ	除草剤	0.02
39	クロルニトロフェン(CNP)(注6)	除草剤	0.0001
40	クロルピリホス(注2)	殺虫剤	0.003
41	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
42	シアナジン	除草剤	0.004
43	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
44	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02
45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03
46	ジクロルホス(DDVP)	殺虫剤	0.008
47	ジクワット	除草剤	0.005
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03
50	ジチオカルバメート系農薬(注7)	殺虫剤、殺菌剤 (二硫化炭素として)	0.005
51	ジチオピル	除草剤	0.009
52	シロホップブチル	除草剤	0.006
53	シマジン(CAT)	除草剤	0.003
54	ジメタリン	除草剤	0.02
55	ジメエート	殺虫剤	0.05
56	ジメリン	除草剤	0.03
57	ジメピレレート	除草剤	0.003
58	ダイアジン(注2)	殺虫剤、殺菌剤	0.003
59	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.8

	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
60	ダゾメット(注8)	殺菌剤	0.006
61	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
62	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
64	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02
66	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02
67	トリクロピル	除草剤	0.006
68	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.005
69	トリシクラーゾール	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.1
70	トリフルラリン	除草剤	0.06
71	ナプロハミド	除草剤	0.03
72	ハロコート	除草剤	0.005
73	ビヘロホス	除草剤	0.0009
74	ピラクロニル	除草剤	0.01
75	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
76	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02
77	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
78	ピリプロチカルブ	除草剤	0.02
79	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
80	フィロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
81	フェントロチオン(MEP)(注2)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.01
82	フェノカルブ(BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
83	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
84	フェンチオン(MPP)(注9)	殺虫剤	0.006
85	フェントエート(PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
86	フェントラサミド	除草剤	0.01
87	フサライト	殺虫剤、殺菌剤	0.1
88	ブタクロール	除草剤	0.03
89	ブタミホス(注2)	除草剤	0.02
90	ブフロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
91	フルアジナム	殺菌剤	0.03
92	フレチラクロール	除草剤	0.05
93	フロロシドン	殺菌剤	0.09
94	プロチオホス	殺虫剤	0.004
95	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
96	プロピサミド	除草剤	0.05
97	プロヘナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.05
98	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
99	ペミル(注10)	殺菌剤	0.02
100	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
101	ペンソピシクロン	除草剤	0.09
102	ペンソフェナップ	除草剤	0.004
103	ペンタジン	除草剤	0.2
104	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
105	ペンフルカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.04
106	ペンフルラリン(ペスロジン)	除草剤	0.01
107	ペンフレセート	除草剤	0.07
108	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
109	マラチオン(マラソン)(注2)	殺虫剤	0.7
110	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05
111	メソミル	殺虫剤	0.03
112	メタム(カーハム)(注8)	殺虫剤	0.01
113	メタキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.06
114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
115	メチルタイムロン	除草剤	0.03
116	メミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
117	メリアジン	除草剤	0.03
118	メフェナセット	除草剤	0.02
119	メブロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
120	モリネート	除草剤	0.005

- (注1) 1,3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、シス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
(注2) EPN、イソキサチオン、イソフェホス、クロルピリホス、ダイアジン、フェントロチオン(MEP)、ブタミホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシ体の濃度と合計して算出すること。
(注3) エンドスルファン(ヘンゾエピン)の濃度は、代謝物であるエンドスルフェート(ヘンゾエピンスルフェート)の濃度と合計して算出すること。
(注4) カルタップの濃度は、ネライトキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
(注5) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)と合計して算出すること。
(注6) クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、CNP-アミノ体の濃度と合計して算出すること。
(注7) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ホリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
(注8) ダゾメット及びメタム(カーハム)濃度は、メチルイソチオシアネート(MITC)として測定し、原体に換算して算出すること。
(注9) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化体であるMPPスルホキド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキド及びMPPオキシンスルホンの濃度と合計して算出すること。
(注10) ペミルの濃度は、メチル-2-ペンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ペミルに換算して算出すること。

ウ 要検討項目

番号	項目	目標値(mg/ℓ)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定値)
8	エチル-エストラジオール	0.00002(暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2,4-ジアミノトルエン	—
14	2,6-ジアミノトルエン	—
15	N, N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノニルフェノール	0.3(暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1(暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1,2-ブタジエン	—
23	1,3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(暫定値)
26	マイクロキスチン-LR	0.0008(暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006*(暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブromoジクロロ酢酸	—
30	ジブromoクロロ酢酸	—
31	ブromo酢酸	—
32	ジブromo酢酸	—
33	トリブromo酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブromoクロロアセトニトリル	—
36	ジブromoアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	キシレン	0.4
40	過塩素酸	0.025
41	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	—
42	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	—
43	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001
44	アニリン	0.02
45	キノリン	0.0001
46	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
47	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2

*トリブチルスズオキサイドの目標値

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について(平成4年12月21日
付け衛水第270号